

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

令和7年4月1日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
大正池共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	大正池地区	令和7年1月31日
蛙子池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	田ノ上地区	令和7年3月5日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	一の井出地区	令和7年3月3日
唐櫃1号池共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	唐櫃1号池地区	令和7年1月31日
小海地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	小海地区	令和7年1月31日
小豆島町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	北地地区	令和7年3月21日
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	松尾池地区	令和7年3月21日